

令和8年6月 改訂

# 火災にあわれたときは

## 被災されたときの各種手続き



出雲市消防本部

島根県出雲市渡橋町253番地1  
TEL 21 - 2119

## 火災にあわれたときは（はじめに）

不幸にも火災にあわれてしまいましたこと、心からお見舞い申しあげます。  
 火災により、家屋や家財が焼失してしまいますと、さまざまな手続が必要になる一方で、被災された方に対し、支援策等が用意されております。  
 このパンフレットは、そうした手続や支援策等をまとめたものです、ご活用ください。  
 このパンフレットの内容で、わからないことがありましたら、下記までお問い合わせください。

出雲市総務部 総務課 **TEL21-6756**

出雲市消防本部 警防課 **TEL21-6999** 担当 警防総括係

### 1. これからの手続のために

#### 《消防本部・消防署での手続き》

り災証明書の交付申請	お問合せ先 出雲市消防本部予防課 <b>TEL21-6921</b>	□チェック・メモ
<p>り災証明書は、各種手続や税金・保険料などの減免申請、火災保険を受ける際に必要となります。</p> <p>り災証明書の申請は、世帯主又は配偶者の方が申請してください。代理請求は、委任状が必要となります。</p> <p>出雲市消防本部予防課、出雲西消防署、平田消防署、大社消防署、斐川消防署のいずれでも証明書の交付ができます。</p> <p>※事前に下記へ電話連絡をいただくと交付時の待ち時間が短縮されます。</p> <p>※り災証明書交付手数料は無料です。</p> <p>予 防 課 （出雲市渡橋町253-1） <b>TEL21-6921</b></p> <p>出雲西消防署（出雲市神西新町26-3） <b>TEL43-8119</b></p> <p>平田消防署 （出雲市平田町3636-1） <b>TEL63-5519</b></p> <p>大社消防署 （出雲市大社町杵築南1395） <b>TEL53-2373</b></p> <p>斐川消防署 （出雲市斐川町荏原2166-1） <b>TEL72-0800</b></p> <p>なお、佐田・多伎分署で交付するり災証明については、事前に電話連絡をいただくと、各分署で証明書を受けとることができます。</p> <p>（電話連絡から交付まで約2日かかります。）</p> <p>佐田分署（出雲市佐田町反辺1747-17） <b>TEL84-0915</b></p> <p>多伎分署（出雲市多伎町久村509） <b>TEL86-2149</b></p> <p>※り災ごみの処理に必要な、「減免申請用り災証明書」の交付も同様です。</p>		<p>担当 予防推進係</p>

## 2. 火災後に必要な手続（証書類が焼失してしまったとき）

### 《市役所(本庁、各行政センター)での手続き》

※ [無料]:再交付の料金は無料です

<p>■自立支援医療受給者証の再交付 (精神通院医療・更生医療・育成医療)</p> <p>お問合せ先 市役所健康福祉部 福祉推進課 <b>TEL21-6959</b></p>	<p>□チェック・メモ</p>
<p>自立支援医療受給者証の再交付申請を受け付けます。本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等）の提示が必要です。 ※本人確認書類がない場合は福祉推進課までご相談ください。 [無料]</p>	<p>担当 障がい者福祉係</p>

<p>■各種障がい者手帳の再交付 (身体障がい者手帳・精神障がい者保健福祉手帳・療育手帳)</p> <p>お問合せ先 市役所健康福祉部 福祉推進課 <b>TEL21-6959</b></p>	<p>□チェック・メモ</p>
<p>各種障がい者手帳の再交付申請を受け付けます。手続きには対象となる方の顔写真（縦4cm×横3cm）及び本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等）の提示が必要です。 ※本人確認書類がない場合は福祉推進課までご相談ください。 [無料]</p>	<p>担当 障がい者福祉係</p>

<p>■福祉医療証の再交付</p> <p>お問合せ先 市役所健康福祉部 福祉推進課 <b>TEL21-6959</b></p>	<p>□チェック・メモ</p>
<p>本人確認書類（運転免許証・学生証・マイナンバーカード等）の提示により、福祉医療証を再交付します。 ※本人確認書類がない場合は福祉推進課までご相談ください。 [無料]</p>	<p>担当 障がい者福祉係</p>

<p>■国民健康保険資格確認書の交付</p> <p>お問合せ先 市役所健康福祉部 保険年金課 <b>TEL21-6982</b></p>	<p>□チェック・メモ</p>
<p>本人確認書類（運転免許証・学生証・マイナンバーカード等）の提示により、国民健康保険資格確認書を交付します。本人確認書類がない場合は保険年金課までご相談ください。 [無料]</p>	<p>担当 国保年金係</p>

<p>■後期高齢者医療保険資格確認書の交付</p> <p>お問合せ先 市役所健康福祉部 保険年金課 <b>TEL21-6983</b></p>	<p>□チェック・メモ</p>
<p>本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等）の提示により、後期高齢者医療保険資格確認書を交付します。本人確認書類がない場合は保険年金課までご相談ください。 [無料]</p>	<p>担当 高齢者医療係</p>

<p>■母子健康手帳の再交付</p> <p>お問合せ先 市役所健康福祉部 健康増進課 <b>TEL21-6981</b></p>	<p>□チェック・メモ</p>
<p>母子健康手帳再交付等申請書の提出及びり災証明書の提示により、母子健康手帳を再交付します。 [無料]</p>	<p>担当 母子保健係</p>

<p>■介護保険被保険者証の再交付</p> <p>お問合せ先 市役所健康福祉部 高齢者福祉課 <b>TEL21-6212</b></p>	<p>□チェック・メモ</p>
<p>本人確認書類（運転免許証・保険証・マイナンバーカード）の提示により、介護保険被保険者証を再交付します。本人確認書類がない場合は、り災証明書を再確認し再交付します。 [無料]</p>	<p>担当 介護保険係</p>

<p>■乳幼児等医療費受給資格証・子ども医療費受給資格証の再交付</p> <p>お問合せ先 市役所子ども未来部 子ども政策課 <b>TEL21-6963</b></p>	<p>□チェック・メモ</p>
<p>本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等）の提示により、乳幼児等医療費受給資格証・子ども医療費受給資格証を再交付します。本人確認書類がない場合は、り災証明書を再確認し再交付します。 [無料]</p>	<p>担当 子育て支援係</p>

<p>■印鑑の登録</p> <p>お問合せ先 市役所健康福祉部 市民課 <b>TEL21-6954</b></p>	<p>□チェック・メモ</p>
<p>印鑑登録証が焼失してしまった場合は、証明書を発行できません。証明書が必要となった場合には、窓口でそれまでの印鑑登録の「廃止届」を提出し、印鑑と本人確認書類（運転免許証・パスポート・マイナンバーカード等）の提示により、新たに印鑑登録をすることになります。登録料は300円です。</p> <p>※本人確認書類のない場合及び代理人による登録の手続きについては市民課までご相談ください。</p>	<p>担当 証明係</p>

<p>■マイナンバーカードの再交付</p> <p>お問合せ先 市役所健康福祉部 市民課 <b>TEL21-2315</b></p>	<p>□チェック・メモ</p>
<p>本人確認書類（運転免許証等）が必要です。</p> <p>※本人確認書類が無い場合は市民課までご相談ください。 [無料]</p>	<p>担当 市民係</p>

### 《市役所(本庁のみ)での手続き》

<p>■パスポートの再交付</p> <p>お問合せ先 市役所健康福祉部 市民課 <b>TEL21-2315</b></p>	<p>□チェック・メモ</p>
<p>必ず本人が来庁し、本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカード等)、 り災証明書、パスポート用写真2枚、戸籍謄本を持参され、手続きが必要 となります。 ※本人確認書類が無い場合は市民課までご相談ください。</p>	<p>担当 市民係</p>

### 《銀行等の金融機関での手続き》

<p>■預金通帳の改印の手続</p> <p>お問合せ先 ご利用の金融機関</p>	<p>□チェック・メモ</p>
<p>印鑑が焼失してしまった場合は、改印の手続が必要です。本人確認のため本人確認書類(運転免許証等)が必要となります。本人確認書類が無い場合等はこちらのご利用の金融機関へご確認ください。</p>	

<p>■預金通帳、証書、キャッシュカード等の再発行</p> <p>お問合せ先 ご利用の金融機関</p>	<p>□チェック・メモ</p>
<p>お使いの通帳やカードなどが焼失した場合、再発行が必要です。手続の際は、本人確認書類(運転免許証等)および新しい印鑑が必要です。詳しくは、ご利用の金融機関へご確認ください。</p>	

### 《運転免許センターまたは警察署での手続き》

<p>■運転免許証の再発行</p> <p>お問合せ先 運転免許センター 住所地を管轄する警察署</p>	<p>□チェック・メモ</p>
<p>火災によって運転免許証の再発行が必要な方は免許センターか警察署へ お問合せください。 * 運転免許センター <b>TEL0852-36-7400</b> * 出雲警察署 <b>TEL24-0110</b></p>	<p>担当 交通課 交通総務係</p>

### 3. 火災後に受けられるサービス

#### 《市役所(本庁のみ)での手続き》

<p>■災害ごみ処理手数料の減免申請</p> <p style="text-align: right;">お問合せ先 市役所環境エネルギー部 環境施設課 TEL21-6990</p>	<p>□チェック・メモ</p>
<p>火災ごみ(一般廃棄物のみ)を出雲市の一般廃棄物処理施設で処分される際には、<u>災害ごみ処理手数料の減免措置</u>を受けられる場合があります。詳しくは担当課にお問合せください。</p> <p>なお、火災ごみを一般廃棄物処理施設まで運搬する費用は自己負担となります。ご自身でごみの運搬ができないときは、一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼してください。</p> <p>○出雲市の一般廃棄物処理施設 〔出雲エネルギーセンター、出雲クリーンプラザ、平田不燃物処理センター、佐田クリーンセンター、斐川クリーンステーション〕</p> <p>※家屋等を解体する場合、その床面積が80㎡以上(滅失部分は含みません)の時は建設リサイクル法の適用になる場合があります。詳しくは建築住宅課までお問合せください。(TEL21-6720)</p>	<p>担当 施設管理係</p>

<p>■固定資産税の減免</p> <p style="text-align: right;">お問合せ先 市役所財政部 資産税課 TEL21-6820</p>	<p>□チェック・メモ</p>
<p>り災した家屋の損害程度により、<u>固定資産税が減免されることがあります</u>。ただし、納付期限を過ぎてしまった税額分は減免の対象にはなりません。※減免申請書の提出が必要です。詳しくは、資産税課までお問合せください。</p>	<p>担当 家屋係</p>

<p>■市県民税の減免</p> <p style="text-align: right;">お問合せ先 市役所財政部 市民税課 TEL21-6770</p>	<p>□チェック・メモ</p>
<p>火災にあわれた方で、市県民税の支払いが困難と認められた場合には、減免されることがあります。詳しくは市役所市民税課までお問合せください。</p>	<p>担当 市民税係</p>

<p>■市県民税の申告</p> <p>お問合せ先 市役所財政部 市民税課 TEL21-6770</p>	<p>□チェック・メモ</p>
<p>火災によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、所得税の確定申告か市・県民税申告を行うことにより、雑損控除が適用され、翌年度の市県民税が軽減される場合があります。</p> <p>詳しくは市民税課までお問合せください。</p>	<p>担当 市民税係</p>

**《市役所(本庁、各行政センター)での手続き》**

<p>■障がい福祉サービス利用者負担の減免</p> <p>お問合せ先 市役所健康福祉部 《各行政センターでも取り扱いします》福祉推進課 TEL21-6961</p>	<p>□チェック・メモ</p>
<p>火災にあわれた方で、障がい福祉サービス費用の支払いが困難と認められた場合には、減免されることがあります。詳しくは、福祉推進課までお問合せください。 ※減免申請書は各行政センターにもあります。</p>	<p>担当 自立支援給付係</p>

<p>■国民健康保険料の減免</p> <p>お問合せ先 市役所健康福祉部 保険年金課 TEL21-6984</p>	<p>□チェック・メモ</p>
<p>火災にあわれた方で、保険料の支払いが困難と認められた場合には、減免されることがあります。詳しくは、市役所保険年金課までお問合せください。 ※減免申請書は各行政センターにもあります。</p>	<p>担当 賦課係</p>

<p>■後期高齢者医療保険料の減免</p> <p>お問合せ先 市役所健康福祉部 保険年金課 TEL21-6984</p>	<p>□チェック・メモ</p>
<p>火災にあわれた方で、保険料の支払いが困難と認められた場合には、減免されることがあります。詳しくは、市役所保険年金課までお問合せください。 ※減免申請書は各行政センターにもあります。</p>	<p>担当 賦課係</p>

<p>■介護保険料の減免</p> <p>お問合せ先 市役所健康福祉部 高齢者福祉課 TEL21-6212</p>	<p>□チェック・メモ</p>
<p>火災にあわれた方で、保険料の支払いが困難と認められた場合には、減免されることがあります。詳しくは市役所高齢者福祉課までお問合せください。 ※減免申請書は各行政センターにもあります。</p>	<p>担当 介護保険係</p>

### 《税務署での手続き》

<p>■所得税の確定申告</p> <p>お問合せ先 出雲税務署（代表）TEL21-0440</p>	<p>□チェック・メモ</p>
<p>火災によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除、「災害減免法」に定める税金の軽減免除のどちらか有利な方を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができる場合があります。り災証明書、損害額の明細書などが必要となります。詳しくは税務署までお問合せください。</p>	<p>個人課税部門</p>

### 《図書館での手続き》

<p>■図書館資料の弁償の免除</p> <p>お問合せ先 出雲市市民文化部 出雲中央図書館 TEL21-6266</p>	<p>□チェック・メモ</p>
<p>火災にあわれた方で、図書館資料を損傷又は滅失した場合、資料弁償を免除します。り災証明書、資料亡失（汚損・破損）届出が必要となります。詳しくは、出雲中央図書館またはお近くの図書館までお問合せください。</p>	

### 《市役所(本庁、各行政センター)での手続き》

<p>■一時的な宿泊場所にお困りの方</p> <p>お問合せ先 市役所</p> <p>平田行政センター地域振興課 TEL63-3111 佐田行政センター市民サービス課 TEL84-0111 多伎行政センター市民サービス課 TEL86-3111 湖陵行政センター市民サービス課 TEL43-1212 大社行政センター市民サービス課 TEL53-4444 斐川行政センター地域振興課 TEL73-9000 防災安全課 TEL21-6606</p>	<p>□チェック・メモ</p>
<p>火災にあわれた方で、一時的な宿泊場所にお困りの方は、出雲市が避難場所等のご相談をお受けしますので、防災安全課又はお近くの各行政センター担当課までご相談ください。</p>	

### 《市役所(本庁のみ)での手続き》

<p>■市営住宅の一時入居</p> <p>お問合せ先 市役所都市建設部 建築住宅課 TEL21-6150</p>	<p>□チェック・メモ</p>
<p>一時入居先として市営住宅を利用できる場合があります。また、使用料が減免される場合がありますので、建築住宅課までお問合せください。</p>	<p>担当 住宅政策係</p>

### 《上下水道局(各事務所)での手続き》

<p>■上下水道の取り扱い</p> <p>お問合せ先 出雲市上下水道局          営業総務課 TEL21-3511          下水道管理課 TEL21-2226</p> <p>※なお、斐川町・島村町にお住まいの方で、上水道に関することについては斐川穴道水道企業団までお問合せください。TEL72-8215</p>	<p>□チェック・メモ</p>
<p>上下水道の使用中止、復旧、撤去工事については担当課までお問合せください。</p>	<p>水道：料金係          下水道：管理係</p>

### ※本庁及び各行政センター等の代表電話番号

- (出雲市役所 TEL21-2211：夜間時の連絡先も含む)
- (平田行政センター TEL63-3111) (佐田行政センター TEL84-0111)
- (多伎行政センター TEL86-3111) (湖陵行政センター TEL43-1212)
- (大社行政センター TEL53-4444) (斐川行政センター TEL73-9000)
- (東部上下水道事務所 TEL63-5541) (西部上下水道事務所 TEL43-1211)

### 《その他の手続き等》

#### 電 気

<p>■電気のご取り扱い</p> <p>お問合せ先 中国電力(株)出雲セルセンター          TEL0120-311-950(フリーダイヤル)</p>	<p>□チェック・メモ</p>
<p>電気のご使用の廃止、開始、電気料金等のお問合せは、上記にご確認ください。</p>	

#### ガ ス

<p>■ガスのご取り扱い</p> <p>お問合せ先 ご利用の取り扱い業者</p>	<p>□チェック・メモ</p>
<p>ガスの使用中止、復旧等についてはご利用の取り扱い業者にご確認ください。</p>	

#### 医 療 機 関

<p>■医療機関受診の取り扱い</p> <p>お問合せ先 受診予定の医療機関</p>	<p>□チェック・メモ</p>
<p>資格確認書等や手元に現金がない場合にも医療機関の受診は可能ですが、お支払い方法等については受診予定の医療機関にご相談ください。</p>	

## 電 話

■電話回線の取り扱い	お問合せ先 NTTの窓口 TEL 局番なしの116番	<input type="checkbox"/> チェック・メモ
NTTの116番に申し込みいただくと、回線を止めたり、「現在使われておりません」などの応答による申し込み受付をしてくれます。詳しくは116番でご確認ください。		

## テレビ

■ケーブルテレビの取り扱い	お問合せ先 出雲ケーブルビジョン(株) TEL21-9811 お問合せ先 平田CATV(株) TEL63-5539	<input type="checkbox"/> チェック・メモ
ケーブルテレビのご利用の休止・変更・復旧等については、上記へご連絡ください。		

## 火災保険

■火災保険の取り扱い	お問合せ先 ご契約の保険会社・代理店	<input type="checkbox"/> チェック・メモ
火災保険の申請について、修繕前にまずは、保険会社・代理店にご連絡ください。(被害状況の写真撮影も修繕前をお願いします。) ※注意事項 <u>焼残物の片付けについて</u> 焼残物の片付けは、まず保険会社へ連絡し承認を得てからおこなってください。(承認を得ずに片付けをしてしまった場合、保険金の支払いに影響が出る場合があります。)		